

宜野湾市商工会販路開拓支援事業実施要領

目的：この要領は、本市に所在する販路拡大に取り組む商工会会員に対して、予算の範囲内で補助金を交付することにより、商品開発や販路拡大等を支援することを目的とする。

補助対象者：補助対象者は、本市に所在する商工会会員及び特に商工会会長が認めた者であって、市民税、商工会費を滞納していないものとする。

補助対象事業：前条に該当する事業者が申請書に基づく商品開発や販路拡大等を行うための取り組みで、下表に該当するもの。

補助対象経費： 次の①～③の要件をすべて満たすもの。

- ① 使用目的が本事業の遂行に必要なものと明確に特定できる経費。
- ② 交付決定日以降に発生した経費。
- ③ 証拠資料等によって支払金額が確認できる経費

補助対象事業	経費科目	内容	補助額等
長期保存 化事業	借料	外部機関を利用した機器・設備等の利用料として支払われる経費。	上限額 100 千円
	開発費	外部機関を利用して依頼試験・分析・品質検査等に要する経費。 試作品を包装するために必要な資材等を購入するための経費。	
	特許・ 商標出願料	特許・商標出願するための経費。	
	市場調査費	テストマーケティングを行うための経費。	
出展支援 事業	輸送費	送付する商品等の送料。	上限額 100 千円
	旅費	航空運賃・宿泊料。 (支出基準は商工会旅費規程を適用する。)	
視察商談 支援事業	旅費	視察・商談会へ参加するための旅費。 (支出基準は商工会旅費規程を適用する。)	上限額 80 千円
Eモール 支援事業	出展費	Eモール等への出店費用	上限額 150 千円
	外注費	E C サイト制作費	

補助率： 10 / 10。ただし、各補助事業の予算の範囲内。

採択事業予定数：(但し、予算の範囲内で採択事業を増減させることがある。)

- ①長期保存化支援事業 : 5事業所程度
- ②出展支援事業 : 3事業所程度
- ③視察商談支援事業 : 4事業所程度
- ④Eモール出展支援事業 : 3事業所程度

申請期間： ①長期化支援事業 令和6年5月1日～令和6年12月27日
②出展支援事業 令和6年9月2日～令和6年9月13日
③視察商談支援事業 各視察先の開催日初日の3ヶ月前～1ヶ月前
④Eモール出展支援事業 令和6年5月1日～令和7年1月31日

実施期間： ①長期保存化支援事業：交付決定日～令和7年1月31日
②出展支援事業：令和6年11月1日～30日
○ニッポン全国物産展（開催期間：令和5年11月15日～17日）
輸送費は、11月1日～11月30日までの期間を対象とする。
旅費のうち、宿泊費は11月14日～11月17日までの期間とする。
※上記日程以外で支出した費用は補助対象外（支払日の事ではない）
③視察商談支援事業：交付決定日～令和7年2月28日
○グルメショー
2024秋（開催期間：令和6年9月4～6日）
2025春（開催期間：令和7年2月12～14日）
○東京インターナショナルギフト・ショー
2024秋（開催期間：令和6年9月4～6日）
2025春（開催期間：令和7年2月12～14日）
○スーパーマーケット・トレードショー
（開催期間：令和7年2月12～14日）
○その他 商工会が認めるもの
※視察の場合、宿泊費については開催日前日～開催終了日までの期間内で
1泊分、航空賃については往復分を補助対象とし、1名分のみ。
出展の場合、開催日前日～開催終了日の宿泊費と航空賃は往復分を補助
対象とする。
④Eモール支援事業：令和6年4月1日～令和7年1月31日
○Amazon、楽天市場、YAHOOショッピング等
上記の他、商工会が認めるショッピングモールに出展する際に支出する登
録料や専用HPの作成費用。
○独自HPにECサイトを付加する費用。

実績報告：事業を実施した事業者は実績報告を行う。（最終日は令和7年2月28日）

旅費の支出基準：

- ・ホテルパックの利用を推奨。
- ・ホテルパックを利用せず、航空賃と宿泊費が別途の支払いとなる場合、宿泊費の一泊当たりの補助の上限は東京23区内に宿泊する場合、10,900円とし、それ以外の地域は9,800円とする。

※ホテルパック利用で自己負担を算出する旅費の計算例

視察商談支援事業を視察で活用し、東京23区内の宿泊となる3泊4日のホテルパックを利用し、その料金が50,000円の場合、視察は1泊分が補助対象となる為、2泊分を差し引いて、残りを補助対象とする。

$$50,000 - (10,900 \times 2 \text{泊分}) = 28,200 \text{円}$$

上記の計算となり、28,200円を補助し、21,800円が自己負担となる。

その他：

- ・予算の範囲内で補助を行う。
- ・各支援事業は、年度内に1回の採択とし、Eモール支援事業を除き他の支援事業と重複して同一年度内に申請出来ない。
- ・各支援事業は年度が変われば再申請可能とするが、Eモール出展支援事業は一事業者1回の採択とし、年度が変わっても再申請出来ない。
- ・申請多数の場合には、過去の商工会特産品関連事業等の実績等を考慮し決定する。
- ・出展支援事業においては、沖縄県商工会連合会枠による出展となるため、沖縄県商工会連合会の出展基準や出展調整等が行われることがある。

【申請の流れ】

1. 宜野湾市商工会販路開拓支援事業補助金交付申請書（様式第1号）
(最終受付日 令和7年1月6日)

補助事業計画書（様式第2号）

市民税を滞納していないことを証明する書類・商工会費納入確認

↓
(審査期間約1週間)

2. 宜野湾市商工会販路開拓支援事業補助金交付（決定・却下）通知書（様式第3号）

↓
宜野湾市商工会商品開発支援事業補助金
交付変更等申請書（様式第4号）

事業実施期間

- ① 長期保存化支援事業：交付決定～令和7年1月31日
- ② 出展支援事業：令和6年11月1日～29日
- ③ 視察商談支援事業：交付決定日～令和7年2月28日
- ④ Eモール支援事業：交付決定日～令和7年1月31日

↓
宜野湾市商工会商品開発支援事業補助金
交付変更等（決定・却下）通知書（様式第5号）

3. 宜野湾市商工会販路開拓支援事業補助金実績報告書（様式第6号） ↓
(～令和7年2月28日)

領収書等の写し（領収書又は、振込明細書）

事業実施内容がわかる書類（別に定める）

その他商工会長が指定する書類

↓
(審査期間約1週間)

4. 宜野湾市商工会販路開拓支援事業補助金額確定通知書（様式第7号）

5. 宜野湾市商工会販路開拓支援事業補助金請求書（様式8号）

6. 補助金交付（最終日：令和7年3月17日）